

地域密着型サービスの区域外指定の同意等に関する取扱いについて

地域密着型サービス事業所の区域外指定について

地域密着型サービスでは、市町村長は、原則として区域内事業所に対して指定を行うことになっていますが、市町村の区域外に所在する地域密着型サービス事業所（以下「区域外事業所」という。）についても、当該事業所の所在する区域の保険者（以下「所在地保険者」という。）の同意があれば、指定することができます。

当該同意に係る要件、手続等については、介護保険法では詳細な規定がありませんので、区域外事業所の指定（以下「区域外指定」という。）に係る同意依頼を行ったり、他市町村から同意依頼に対して同意を行う（以下「同意等」という。）場合には、関係する保険者は、地域密着型サービスの趣旨を踏まえつつ、それぞれの地域性も加味してその可否を判断することになります。

区域外事業所の指定を行う際の考え方

▼ 他市町村長の同意があれば、市町村長は、区域外事業所についても指定を行うことができる。

（介護保険法第78条の2第4項第4号、第115条の11第2項第4号の反対解釈）

▼ 他市町村長から区域外指定の同意依頼を受けた場合、同意するかどうかの判断は、市町村長の裁量により行うことになる。

区域外指定に係る同意を求める基準（同意依頼基準）

基本的な考え方

市町村が行う区域外指定に関する業務においては、自市町村が行う区域外指定について他市町村に同意を求める場合（同意依頼）と、他市町村が行う区域外指定に対して同意する場合（同意）という2つの場面があります。

地域密着型サービスでは、区域内事業所を利用することが原則であり、区域外利用は、例外的に、所在地保険者が他市町村の区域外指定に同意した場合に限られます。

区域外指定の同意等に係る手続きは、利用希望者や事業所等からの相談がきっかけで開始されます。

同意依頼基準

下記に示す同意基準は、あくまで参考です。同意依頼を行ったり、同意依頼に対し同意するかは、市町村長の裁量により行うことになります。

① 家族、同居者による虐待等、やむを得ない理由により区域外利用を希望する場合。

② 居住地保険者の区域内において、希望する地域密着型サービスを提供する事業所がない場合、若しくは、当該サービスを提供する事業所の利用定員に空きがない場合。

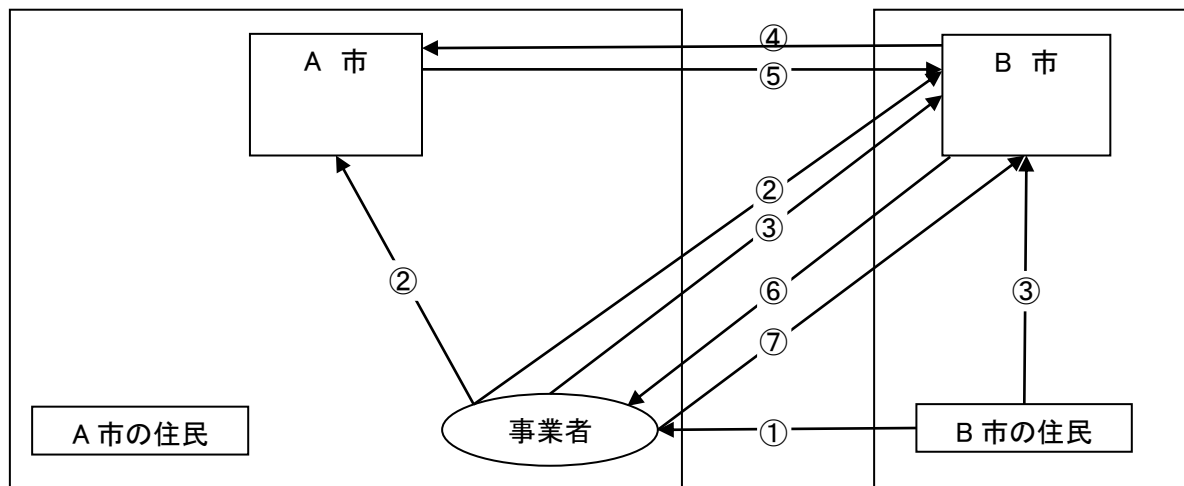
⇒ 利用希望者が、地元利用可能な事業所がない場合に、区域外利用を求めることは一定理解ができるが、その一方で、各保険者は、自己の被保険者の地域密着型サービスの需要量を適切に見込み、それに応じたサービス基盤の整備、事業計画の策定を行うものであることを考えると、こうした理由のみにより、安易に同意依頼を行うのは、必ずしも適切ではないと考えられる。

- ③ 交通事情等により、利用希望者が区域内事業所を利用することが著しく不便であり、一方で利用至便な区域外利用所がある場合。
- ⇒ 事業所への移動の利便性のみが判断基準となっており、画一的に運用すると地域密着型サービスの趣旨を損なう恐れもあるため、利用希望者の心身の状況(区域内事業所に通うための遠距離移動に耐え得るか…)等もあわせて判断する必要がある。
- ④ 統廃合に伴う他事業所への転所や業態転換後の事業所の継続利用等、やむを得ない理由により区域外利用を希望する場合。
- ⇒ 事業所の廃止等があった場合でも、同一市町村内に利用可能な他の地域密着型サービス事業所がある場合や他の代替サービスによる対応が可能な場合も考えられるので、それらと“なじみ”の関係の継続等を比較衡量する等、“なぜ当該区域外事業所でないといけないのか？”について十分に確認しておく必要がある。
- ⑤ 家族、親族等が居住している他の市町村に所在する区域外事業所の利用を希望する場合。
- ⇒ 他市町村に身内が居住しているという事実のみをもって、機械的に同意依頼をすることは適当ではない。利用希望者と当該身内の親族関係や利用希望者の心身の状態等から身内によるサポートの必要度合を判断する等の様々な配慮は必要である。

同意の流れ

《所在地市町村の住民以外が利用する場合の手続きの例》

他市町村所在の事業所を利用する場合は、住民票を異動しないものとする。



- ① B市の住民と事業者の間で利用(入所)の相談を行う。
- ② 相談があった時点で事業者より状況をA市及びB市に連絡(電話等)する。
- ③ 事業者若しくは利用希望者から区域外利用を希望する旨の書類をB市長宛、提出する。
- ④ B市長からA市長宛、指定同意の依頼を行う。
- ⑤ 指定同意書を送付する。
- ⑥ 事業者に対し、B市より指定申請の連絡をする。
- ⑦ 指定申請を行う。指定の申請は、事前協議から始まり(新規申請)、その後、新規申請書類を提出する。

居住系事業所への住民票異動によるサービスの利用について

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた身近な地域において介護サービスを受けながら生活ができるように…との配慮から平成 18 年 4 月に創設されたサービスですが、制度発足以来、他市町村被保険者が居住系サービス事業所（グループホーム等）に直接住民票を異動させて、当該サービスを利用することについての問題が指摘されています。

地域密着型通所介護における留意事項

地域密着型通所介護事業所における区域外指定の同意に関する取扱いについても、基本的に上記の区域外指定に係る同意を求める基準と同様です。

《参考》

全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議（平成 27 年 12 月 22 日開催）資料についての Q & A 【vol. 1】より抜粋

問 15 介護予防通所介護と一体的に運営されている通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行した場合、事業所の所在地の市町村以外の介護予防通所介護の利用者が、平成 28 年 4 月以降に要支援から要介護に変わった場合も、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となるのか。

（答） みなし指定の対象は「通所介護」であることから、事業所の所在地の市町村以外の「介護予防通所介護」の利用者についてはみなし指定の対象にはならず、当該市町村が別途指定を行わなければ当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けることはできません。

問 17 平成 28 年 3 月 31 日に、A 市に所在する通所介護事業所を B 市の被保険者が利用していたことにより、B 市の指定を受けた（当該被保険者に限り効力が及ぶ）とみなされている事業所が、施行後に B 市の別の新たな被保険者が利用するため、平成 28 年 4 月 1 日以降に B 市に対して指定申請をした上で指定を受けた場合、当該事業所の B 市からの指定の有効期間は如何。

（答） 指定の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降の指定申請に基づき指定を受けた日から 6 年です。

B 市の指定を受けた（当該被保険者に限り効力が及ぶ）とみなされている事業所が、施行後に B 市の別の新たな被保険者が利用する場合の流れ

- ① B 市と A 市の介護保険担当窓口にて、相談をする。
- ② 区域外利用を希望する旨の書類を B 市長宛、提出する。



B 市長と A 市長の間で指定同意の成立



- ③ B 市に指定申請を行う。



⇒ 問 15 に関連し、平成 28 年 4 月以降に要支援から要介護に区分変更があったが、継続して一体的に運営されている地域密着型通所介護事業所の利用を希望するケースについては、必ず、利用者ごとに市町へ相談を行ってください。

また、平成 28 年 4 月以降に他市の被保険者が要支援サービスを利用するケースについては、要介護へ区分変更があった場合に、原則、一体的に運営されている地域密着型通所介護事業所の利用ができない旨を説明し、利用者等の混乱を招かないように留意してください。

⇒ 問 17 に関連し、たとえば A 市でみなし指定がされている場合であっても、新たな A 市の被保険者が新規利用をする際は、必ず事前に同意に関する相談を行ってください。同意の可否は各被保険者の希望理由や状況で判断されます。